

天理市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則

天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月天理市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護保険サービス事業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び省令で使用する用語の例による。

（指定の申請等）

第3条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による指定の申請は、指定申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、介護保険サービス事業者の指定の適否を決定し、その旨を指定通知書（様式第1号）又は、指定却下通知書（様式第2号）により、当該介護保険サービス事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた介護保険サービス事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の更新の申請）

第4条 法第70条の2（法第78条の12、第115条の21又は第115条の31におい

て読み替えて準用する場合を含む。)及び第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、指定更新申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、介護保険サービス事業者の指定の更新の適否を決定し、その旨を指定更新通知書(様式第3号)又は、指定更新却下通知書(様式第4号)により、当該介護保険サービス事業者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 法第78条の5、第82条、第115条の15及び第115条の25の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定の辞退)

第6条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書により行うものとする。

2 前項の届出を受理したときは、指定辞退届出受理通知書(第5号様式)により、当該届出を行った者に通知するものとする。

(公示)

第7条 法第78条の11、第85条、第115条の20又は第115条の30の規定による公示は、法第78条の11各号、第85条各号、第115条の20各号又は第115条の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 当該指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所の名称又は所在地

(3) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(4) 指定、指定の辞退、指定の取消し又は事業の廃止の年月日

(5) 指定の全部または一部の効力の停止の内容及び期間

(6) サービスの種類

(都道府県等への事業所情報の提供)

第8条 市長は、第3条第1項の指定の申請、第4条第1項の指定の更新の申請、第5条の届出又は第6条第1項の指定の辞退があったときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定、指定の更新、変更、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (9) 利用定員
- (10) その他市長が必要と認める事項

(指定の申請等の様式)

第9条 第3条第1項の指定の申請、第4条第1項の指定の更新の申請、第5条の届出及び第6条第1項の指定の辞退に係る様式は、省令の定めるところによる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、介護保険サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年3月
天理市規則第10号）
- (2) 天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年3月
天理市規則第5号）